

事業者排出量削減報告書 143

(あて先) 京都府知事		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)					
〒612-8550 京都府京都市伏見区桃山町山ノ下3番地				株式会社近鉄百貨店 店長 赤木 透					
京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。									
特定事業者の主たる業種	百貨店業								
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））								
計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月								
基本方針	エネルギー消費効率の改善、廃棄物排出量の削減、全部門での環境マネジメントシステムの導入により、1990年を基準としてCO2排出量の削減を目指す。								
推進体制	店長を責任者とし、営業推進部長を委員長とする省エネルギー推進委員会の設置と実施計画の策定ならびにエネルギー管理標準の制定、6ヶ月に1回進捗を確認し必要な改善システムを構築する。								
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容						
	18~19	全部門	電気使用量の削減（不要照明や事務機器の電源オフ、事務所内の適正な温度管理等を行い使用量を前年実績以下とする。）						
	18~19	全部門	適正分別によるリサイクルの推進（全社の生ゴミのリサイクル率を20%にする。）						
	18~19	全部門	コピー紙・更紙使用量の削減（コピー紙の両面使用・裏面再利用、社内通知文等のペーパーレス化により前年実績以下とする。）						
	18~19	営業部門	包装紙・手袋の削減（簡易包装の推進、エコバックの販売推進により使用量を前年以下とする。）						
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)	報告年度(実績) (18)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (実績) (%)			
	A 事業所等排出区分	14576 t	5568 t	-61.8 %	13,726 t	-31.1 %			
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	t	%			
	C その他排出区分	t	t	%	t	%			
	排出合計	*1 14576 t	*2 5568 t	-61.8 %	*4 13,726 t	-31.1 %			
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)		報告年度(実績)					
		取組量等	(二酸化炭素換算(t))		取組量等	(二酸化炭素換算(t))			
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m <sup>3</sup>	(削減量)	t	(利用量)	m <sup>3</sup>	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量)	kwh	(削減量)	t	(発電量)	kwh	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t	(購入量)	kwh	(削減量)	t
	削減量等合計			*3 t				*5 t	
	差引排出量 (排出合計-削減等合計)	*1 14576 t	(*2)-(*3) 5568 t	-61.8 %	(*4)-(*5) 13,726 t	-31.1 %			
	特記事項	平成19年2月末にて京都店を閉鎖。							
	連絡先	担当部署							
担当者氏名									
住所									
電話番号									
ファクシミリ番号									

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。  
 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入  
 5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。